

日バス協業第62号  
令和6年2月29日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会 長 清水 一郎

「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の  
事前届出について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の  
事前届出について」の一部改正について、令和6年2月28日付けで国土交通  
省物流・自動車局旅客課長、自動車整備課長より別紙のとおり通達がありました。  
各都道府県バス協会におかれては、その旨了知されるとともに貴協会傘下会員  
に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会  
業務部 泉・中尾  
電話：03-3216-4014  
FAX：03-3216-4016